

令和8年流山市教育委員会会議第8回定例会会議録

- 1 日 時 令和8年8月27日（木曜日）
開会 午前10時00分
閉会 午前10時50分
- 2 場 所 流山市役所 301会議室
- 3 出席委員 教 育 長 吉田 瑞穂
教育長職務代理者 宮田 義則
委 員 羽中田 彩記子
委 員 宮本 尚子
委 員 勝本 正實
委 員 上條 理恵
- 4 欠席委員 なし
- 5 傍聴者 なし
- 6 出席職員 教育総務部長 新倉 英之
教育総務課長 横尾 伸一
学校施設課長 横山 則之
学校教育部長 南 暁男
学校教育部次長兼学校教育課長 吉川 正一
指導課長 高畑 佐文
生涯学習部長 石川 博一
- 7 事務局職員 教育総務課庶務係長 石川 春樹
教育総務課主任主事 右田 宏樹
教育総務課主任主事 神谷 遼
教育総務課会計年度任用職員 寺坂 真佐美

8 議案等

議案第22号 令和8年流山市議会第3回定例会の議案に対する意見申出について
報告第10号 臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

9 議事の内容

（開会 午前10時00分）

教育長	ただいまから、令和8年流山市教育委員会会議第8回定例会を開会します。 まず、令和8年流山市教育委員会会議第7回定例会の会議録をお配りしておりますが、御意見、御指摘ございますか。 （特になし との声あり）
教育長	特になしということですので、承認ということにします。 これより議事に入りますが、議案第22号「令和8年流山市議会第3回定例会の議案に対する意見申出について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項です。よって、流山市教育委員会会議規則第13条第1項の規定により非公開とし、本日の議事日程につきまして、当該案件を同会議規則第10条第1項の規定により、各課等事務連絡の後に繰り下げたいと思いますが、御異議ありませんか。 （異議なし との声あり）
教育長	御異議なしと認めます。よって、当該案件につきましては非公開とし、各課等事務連絡の後に審議します。 それでは議事に入ります。 報告第10号「臨時代理の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を議題とします。報告理由の説明を求めます。
学校教育部長	本報告理由は、学校敷地内で発生した物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、臨時代理しましたので報告するものです。詳細については、学校教育課長より御説明します。
学校教育課長	私から報告第10号臨時代理の報告についての詳細について御説明いた

します。令和8年4月10日午後2時30分頃、八木中学校の職員が、同校の駐車場において、公務のため公用車から降車しようとした際に、強風により公用車の運転席のドアが大きく開き、当該駐車場に駐車していた相手方の車両の助手席のドア及びドアミラーを破損させたことによる、相手方車両の物損事故です。相手方は、茨城県日立市にある林運輸倉庫株式会社です。相手方の損害額の全額を市が負担することで、令和8年7月23日に和解が成立しています。損害賠償額は、相手方車両の修理代の220,326円となります。なお、この損害賠償額については、市が加入する自動車保険から修理会社に支払われ、市の歳入歳出予算からの直接の支出はありません。再発防止として、当該学校管理職及び職員に対して、公用車の周辺にカラーコーンを置き、近くに別の車両が停められないようにすること、また、強風時の乗降の際には十分注意してドアの開閉をするよう指導しました。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

(特になし との声あり)

教育長

質問がないようですので、質疑等を終結します。

報告第10号は、原案のとおり了承することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって報告第10号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、各課等事務連絡に移ります。指導課からお願いします。

指導課長

(令和8年度葛北支部中学校総合体育大会結果について及び令和8年度千葉県中学校総合体育大会入賞者について、流山グローバルミュージック未来 学びの祭典「A-L i v e」終了報告について、夏休みこども教室終了報告について)

教育総務部長

(令和8年8月千葉豪雨について)

教育長

以上の各課等事務連絡への質疑等がありましたらお願いします。

上條委員	「夏休みこども教室」は、大変好評だとお聞きしました。もっと人数を増やして欲しいという声もあったようですが、そうした方向性等はあるのですか。
指導課長	申込み開始から数分で予約が埋まってしまうという状況があり、特に中部地区でその傾向が強かったように把握はしています。そうしたことから、来年度は少し枠を広げたり、開催校を追加するようなことなども含め、今後協議検討をしていきたいと考えています。
上條委員	千葉豪雨についてですが、落雷はどこで発生したのですか。
教育総務部長	雷は東深井小学校に落ちたわけではないのですが、あの辺りでは家などでもエアコンが壊れた等の被害報告があり、特定はできていないかと思えます。
上條委員	今、異常気象が続いているので、児童生徒が学校にいる時にこうしたことがあると怖いと思い質問しました。
教育長	学校施設に避雷針はないのですか。
学校施設課長	高さが20メートルを超える建物でないと、避雷針はないです。
教育総務部長	20メートル以上であれば他に建物があると思うので、そちらに落ちたのではないかと思います。
宮本委員	1学期の終業式の日、下校時がちょうど大雨と雷で、少し早く返してもらえないかなと思ったのですが、こどもが通っていた小学校からは、帰宅時間を少しずらすと連絡がありました。その後もずっと雨が降り続けていて、学校からの連絡が二転三転し、保護者がちょっと混乱するといったことがありました。学校からの連絡は「お迎えに来られる方は来てください」「その際は職員玄関の方からお迎えをお願いします」ということだったのですが、すぐにメールを確認していない保護者もいるので、児童が下校し始めてから迎えに来た保護者もいて、入れ違ってしまった家庭もありました。せっかく

5月に災害時の引取り訓練を行ったばかりだったにもかかわらず、それが生かせていなかったのも、ちょっと残念だったと思いました。訓練では、まず体育館に保護者が集まり、教室に迎えに行くといった感じだったのですが、実際に起きてしまうと結構混乱するのだなと思いました。雷が鳴った時点で、もう少し学校に留めて欲しかったというのが保護者としての気持ちです。

教育長

非常時には学校に留めて引渡し、というのは大原則です。その判断が、どの程度の落雷なのかということになると思いますが。

宮本委員

同じ地区の小学校は帰らせたのですが、中学校はだいぶ留めてくれたようで、1時間以上時間が異なっていたようです。中学校は通学区域の範囲が広く、自転車通学の子もいるので、十分に安全を確認してからの下校になったのかと思いますが、小学生も徒歩ですし、遠い子は20～30分かかる子もいます。近い子は良かったかもしれないですが、遠い子は結構怖い思いをして帰ったのではないかと思います。難しいとは思いますが、こどもたちが学校にいる時間帯に、こうしたゲリラ豪雨や千葉豪雨のようなことがあると想定して、もう1度保護者とのやりとり等を確認して欲しいと思いました。

学校教育部長

先日の千葉豪雨のようなことが実際に起こった場合ですが、雷が鳴ると留め置きなのですが、あの時は2～3時間雷雨が続き、道路の冠水で車も動かなくなったりしました。ですので、あのような豪雨がきたら、状況に応じて、こどもを返さず、学校に1晩泊まらせる可能性も出てくるかと思います。

宮本委員

そうした時の非常食ですとか、自分のこどもが通っている学校は浸水区域なので、上に垂直避難するというのは把握していますが、そうしたことがきつと起きてしまうのだなと思いました。安全が第一なので、そうした措置をしてもらうしかないのかと思いますが、そのあたりも含めて確認していただきたいと思います。

学校教育部長

先日の台風の時も、結論は朝の時間帯に台風が上陸したので割と判断しやすかったのですが、ただ市内29校あると、学校により、通常どおり授業を行う、と最初言っていた学校、休校にするという学校、オンライン授業をさせて欲しいという学校等、様々でした。学校判断にする是非については、先

日も校長会議で検討し、市内全体で統一した判断を出してもいいのではないかと、いうところに至ってはいますが、具体的にはまだ決まっていません。こどもと教職員も守らなければいけないので、その両方を考えた時の対応を検討していかなければいけないと考えています。

宮本委員

台風の時も、学校によって連絡がまちまちだったと聞いています。

学校教育部長

教育委員会としては、せめて中学校区で連絡を取り合って欲しいと伝えています。それぞれの地域で実情が違い、例えば東深井中学校区の区域と、おたかの森中学校区の区域では実情が全然違います。その程度にとどまっているので、もう少し検討してもよいのかと思っています。

羽中田委員

落雷は雨がやんだ後も結構続くことがあると思うのですが、こどもたちだけで帰すのは難しいという時は、やはり教職員が、それぞれグループで連れて帰る等、そうした避難訓練もしていけないのではないかと感じました。

教育長

そこは少し議論もあるかと思います。学校敷地内は学校管理下ですが、一歩外に出るとなると、保護者への引渡しを原則にしておいた方がいいかと思っています。

羽中田委員

家まで送り届けるというか、保護者も、学校までは行けないがここまでだったら行けるみたいなことがあると思うので、グループごとにどこかまで、という方法もあるなという程度です。通学路は学校管理下ではないのですか。

学校教育部長

独立行政法人日本スポーツ振興センター法の保険上では、通学路は学校管理下に入っています。

教育長

通学路において発生した事故が、学校管理下での学校の責任というわけではありません。

上條委員

前に調べたことがあるのですが、いろいろな関係機関が協力して、と書いてあります。必ずしも学校だけとは限らないです。

教育長

学校は避難所にも指定されているので、学校に留め置くというのが一番安全なのかと思います。備蓄品もあるので、どこかに移動するよりは学校で留め置いて、保護者も来られる人と来られない人がいると思うので、学校での引渡しというのを原則にするというのが今後もよいのかと思います。

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、各課等事務連絡についての質疑等を終了します。続きまして、先ほど非公開と決定しました案件に入ります。

議案第22号「令和8年流山市議会第3回定例会の議案に対する意見申出について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

教育総務部長

議案書1ページを御覧ください。「令和8年度教育費補正予算案について」です。予算編成の仕組みですが、担当部署から予算要求します。その上で今回の場合、7月下旬に財政部による査定が行われました。査定では、必要性や金額の正当性を確認するヒアリングが行われます。その後、庁内において財政部を中心に調整を行い、8月21日の庁議で、この補正予算案は最終決定されました。従って、この予算案は議会に提案する完成版となっています。その中で、教育費については「教育委員会の意見をきかなければならない。」という法律上の規定があるため、これに基づき教育委員会会議において、委員の御意見を伺い、市長に申し出るものです。

それでは内容について御説明します。まず歳入について、4ページを御覧ください。今回は指導課において、「部活動地域展開等推進事業補助金」に係る国庫補助金及び県補助金と、「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業補助金」に係る国庫補助金についての補正予算の計上です。このうち、「企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業補助金」については、7月から8月にかけて実施しました「夏休みこども教室」の事業費に対する国庫補助金となります。

次に歳出についてです。7ページを御覧ください。No. 22から24です。先ほどの歳入に関連しますが、指導課の「流山市部活動支援事業」についての人件費等、また、学校教育課の「小学校学校教育運営事業」及び「中学校学校教育運営事業」において、それぞれ人件費等の増額補正を行うもの

となっています。

教育長

本案について質疑等ありましたらお願いします。

羽中田委員

N o . 2 2 「流山市部活動支援事業」の会計年度任用職員というのは、前回の協議会で御説明のあったものですか。

指導課長

前回御説明したものも含む、それ以外の77クラブを開設するための人件費となります。

教育長

ほかに御質問はありますか。

(特になし との声あり)

教育長

特にないようですので、質疑等を終結します。議案第22号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(異議なし との声あり)

教育長

御異議なしと認めます。よって議案第22号は、原案のとおり可決することに決しました。

以上をもって、本日教育委員会会議に付議された案件の審議は、終了いたしました。

以上で、令和8年流山市教育委員会会議第8回定例会を終了します。

(閉会 午前10時50分)